

# 渋川市におけるコミュニティ・スクール導入について

## 1 コミュニティ・スクール導入にあたって

渋川市においては、6市町村の合併後、平成19年度から全中学校区ごとに学校・地域・家庭三者連携推進協議会が組織され、毎年共通テーマを定めて児童生徒の健全育成、学校教育の充実のための役割を果たしてきた。

近年、人口減や少子高齢化、グローバル化やデジタル化の急速な進展、地域コミュニティの希薄化が懸念される中で、学校教育に求められるものはあまりにも多く、学校の教職員だけの対応では、的確・迅速に対応することが難しい事案がある。保護者や地域住民等が「当事者」として学校運営に参画し、目指すべき目標を共有した上で、より一層学校と地域が連携・協働して対処することが求められている。

このような取組は、それ自体生涯学習であり、保護者や地域住民がこれまで培った知識や技術を学校や地域の課題解決に生かせる自己実現の場、仲間との生きがいがいくりの場にもなり、地域コミュニティの活性化にもなるものである。

## 2 渋川市のコミュニティ・スクールが目指すもの

- ① 先の見えない激動の時代を生き抜く子どもたちのために、これまで取り組んできた、子どもの「主体性」と「地域愛」を育むことを継承する。
- ② 学校ごとの目指す学校像や児童生徒像、経営方針を保護者や地域が十分共通理解できるよう学校運営協議会で熟議の上、重点等について全員が「当事者」として互いの役割を果たせるようにする。
- ③ 学校ごとに公民館が存在する渋川市においては、保護者や地域が学校の重点等に関わる活動を行う場合のコーディネータ役を担うのは、公民館が想定される。公民館長をはじめPTA会長など、適切な人材を地域学校協働活動推進員として生涯学習課と連携しながら指名し、地域学校協働活動が展開できるようにする。
- ④ 学校運営の責任者として、教育活動等を実施する権限と責任は校長が有するものであり、学校運営協議会の意見や承認事項は、校長の決断や取組を後押しし、自律的な学校運営を支え、強化する大きな後ろ盾となるものとする。
- ⑤ 学校運営協議会の委員は、学校運営や学校運営に必要な支援に関する評価を行い、次年度の改善に生かせるようにする。

## 3 コミュニティ・スクールへの移行方針

- ① これまでの三者連携推進協議会の取組や成果を生かしつつ、学校運営協議会を組織し、令和4年度から6年度にかけて、移行していく。
- ② 実効性のあるものとするために、各学校区ごとにコミュニティ・スクールに対する認識と価値意識を高めるよう事前説明や協議等を行い、体制が整った学校から順次移行する。令和4年度は、8小中学校においてコミュニティ・スクールを導入し、6つの学校運営協議会が設置される。
- ③ 各学校の三者連携推進協議会や学校評議員会の組織は、学校運営協議会が組織されることに伴って廃止し、成果として果たしてきた役割を引き継ぐこととする。

## 4 規則と要綱

### 洪川市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、洪川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を指定するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) 学校、保護者及び地域住民等の協働体制に関すること
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること
- (5) 施設管理、施設設備等の整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の任用に関して、教育委員会を経由し、群馬県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の保護者
- (2) 対象学校の地域住民
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱し、又は任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規定により新たに委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長が会議を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(議事)

第12条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(指導及び助言等)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 渋川市立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市学校運営協議会規則（渋川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第17条に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 協議会を設置する学校（以下「対象学校」とする。）の校長は、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）を、渋川市教育委員会（以下「教育委員会」とする。）に提出するものとする。

2 2以上の学校において一の協議会を設置する場合は、協議会を庶務する学校が対象学校となり、当該対象学校の校長が、要綱第2条1項を履行するものとする。

3 教育委員会は、対象学校に対し、指定書（様式第2号）を交付する。

(委員の任命)

第3条 対象学校の校長は、規則第8条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員推薦書（様式第3号）を教育委員会教育長に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項により推薦された者に対し、任命書（様式第4号）を交付する。

3 交付された任命書は、対象学校の校長より、各委員に手交されるものとする。

(報酬)

第4条 報酬は、会長が招集する協議会の会議へ参加した委員に対し支給するものとする。

2 報酬は、任期満了後又は解任後に支給する。

3 渋川市の常勤の特別職又は一般職の職員（県費負担教職員を含む。）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。

4 委員が報酬の受取を辞退する場合には、報酬は支給しない。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、年度ごとに、5回以内の開催とする。

2 協議会は、会議資料を作成するなど円滑な会議の運営に努めるものとする。

3 協議会は、議事の記録を残すものとする。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(協議会の会議開催報告)

第7条 協議会は、学校運営協議会開催報告書（様式第5号）及び各回の会議資料を、当該年度の最終の会議開催後、教育委員会へ提出する。

(基本的な方針の承認)

第8条 規則第4条に掲げる事項の具体的な内容については、対象学校の実態に応じて、協議会が定める。

2 協議会は、教育課程の編成に関する意見の申し出がなされた場合、原則として、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校学習指導要領に反しない限度において取り扱うものとする。

3 協議会は、予算の執行に関する意見の申し出がなされた場合、原則として、当該年度に配当した予算の範囲内において取り扱うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第9条 協議会が、規則第5条3項により対象学校の職員の任用に関して意見を述べる場合は、校長をとおして教育委員会に申し出るものとする。ただし、分限（免職、休職、降任、降給）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤務条件（給与、勤務時間の決定）は意見の対象とならないものとする。

(情報提供)

第10条 協議会は、地域の住民及び保護者等に対して、自らの活動状況に関する情報提供に努めるものとする。

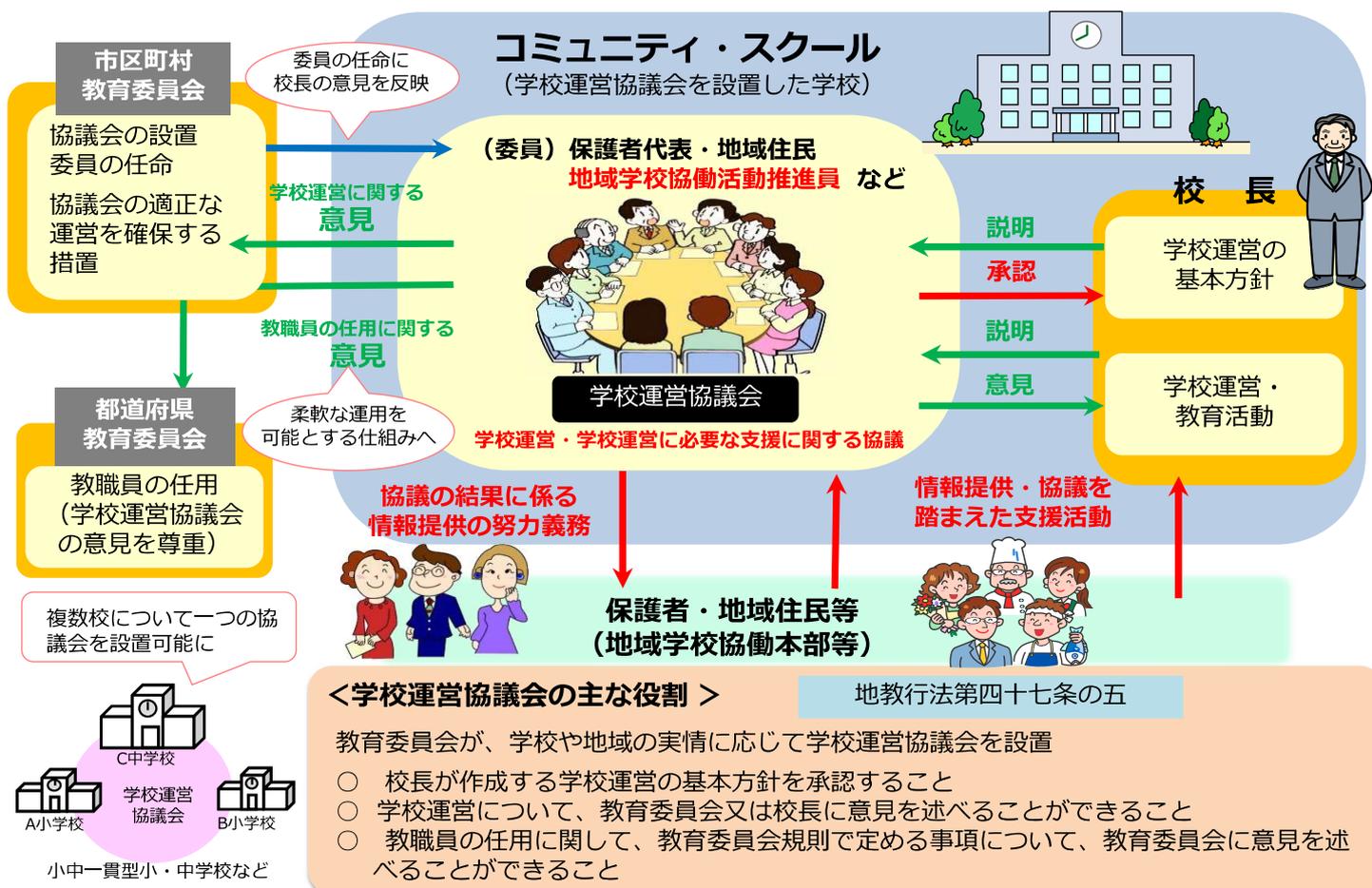
(委任)

第11条 協議会は、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項がある場合、対象学校の校長と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# コミュニティ・スクールの仕組み（制度概要）



# 学校と地域の連携・協働体制（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

